

アクティブ応援館 かめ sun 運営規定

(地域密着型通所介護及び指定第一号通所事業)

(事業の目的)

第1条 「アクティブ応援館かめ sun」が実施する地域密着型通所介護事業及び指定第一号通所事業（以下、指定通所介護事業という）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、要介護状態又は要支援状態（以下、「要介護状態等」という。）となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ることを目的とする。

(運営の方針)

第2条 本事業の運営の方針は、以下のとおりとする。

- (1) 指定通所介護は、利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態となることの予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うものとする。
- (2) 事業者自らその提供する指定通所介護の質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。
- (3) 指定通所介護の提供に当たっては、通所介護計画に基づき、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営むことができるよう必要な援助を行う。

(4) 指定通所介護の提供に当たる従業者は、指定通所介護の提供に当たっては、懇切丁寧に
行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいよう
に説明を行う。

(5) 指定通所介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサー
ビスの提供を行う。

(6) 指定通所介護は、常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助等の生活指導、
機能訓練その他必要なサービスを利用者の希望に添って適切に提供する。特に、認知症の状態
にある要介護者等に対しては、必要に応じ、その特性に対応したサービスの提供ができる体制を
整える。

2 事業実施に当たっては、市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携に努める。

3 事業所は、以下の場合を除いて、正当な理由なくサービスの提供を拒まない。

(1) 事業所の現員からは利用申込に応じきれない場合

(2) 利用申込者の居住地が当該事業所の通常の事業の実施地域外である場合、その他利用

申込者に対し自ら適切な指定通所介護を提供することが困難な場合。

(事業所の名称等)

第3条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

1 名 称 アクティブ応援館かめ sun

2 所在地 〒805-0061 北九州市八幡東区西本町 2-2-1

さわらびガーデンモール八幡 3 番街 102C

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第 4 条 事業所に勤務する従業者の職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

1 管理者 1 名

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。また他の従業者と協力して
通所介護計画の作成等を行う。

2 生活相談員 1 名以上

生活相談員は、利用者の生活の向上を図るため適切な相談、援助その他指定通所介護の提供
を行う。

3 看護職員 1 名以上

看護職員は、看護その他の指定通所介護の提供に当たる。

4 介護職員 2 名以上

介護職員は、介護その他の指定通所介護の提供に当たる。

5 機能訓練指導員 1 名以上

機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練、指導、助言
を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

ただし、災害、悪天候等止むを得ない事情が生じた場合は、利用者等に連絡の上変更することがある。

1 営業日

月曜日から土曜日までとする。

ただし、夏季（8月13日から8月15日）、年末年始（12月30日から1月3日）及び5月3日から5日（振替休日の場合6日まで）を除く。

2 営業時間

午前8時から午後6時

3 サービス提供時間（前号の時間から送迎に要する時間を除く時間）

午前9時から午後5時

（指定通所介護の利用者及び利用定員）

第6条 本事業所の利用者は、原則、北九州市の被保険者に限る。

また利用定員は、1単位18名とする。

（指定通所介護の内容）

第7条 事業所が行う通所介護の内容は次のとおりとする。

- (1) 通所介護計画の作成
- (2) 生活指導
- (3) 機能訓練
- (4) 介護サービス
- (5) 健康状態の確認
- (6) 送迎
- (7) 給食サービス
- (8) 入浴サービス
- (9) 介護に関する相談援助

2 事業所がサービスを提供するに当たっては以下のことを遵守するものとする。

- (1) あらかじめ利用（申込）者又はその家族に、サービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、同意を得て、提供を開始する。
- (2) 利用者の被保険者証により認定の有無や有効期間を確認する。また、認定審査会意見があるときには、それに配慮する。
- (3) 前項第1号の通所介護計画を作成し、計画に沿ったサービスを提供する。既に、居宅サービス計画が作成されている利用者においては、その内容に沿った通所介護計画を作成する。

（指定通所介護の利用料その他の費用）

第8条 指定通所介護を提供した場合の利用料の額は、別表のとおり厚生労働大臣が定める基準

によるものとし、当該指定通所介護が法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

2 前項に定めるもののほか、事業所は利用者から以下の費用の支払いを受けるものとし、その額は別表のとおりとする。

(1) 食事の提供に要する費用、おむつ代、その他の日常生活費

(2) 次条に定める通常の事業の実施地域を越えて行う場合の送迎費用

3 事業所が利用者から前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

4 事業所が利用者から第1項及び第2項の費用の支払いを受けたときは、サービスの内容・金額を記載した領収書（法定代理受領サービスに該当しない場合、サービス提供証明書）を利用者に交付することとする。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域（送迎の実施地域）は、八幡東区・戸畑区及びそれと隣接する八幡西区・小倉北区の一部区域とする。また定めた送迎範囲を超える場合は、相談に応ずるも別途、費用は請求しない。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第10条 利用者が事業所の提供するサービスを利用するに当たっての留意事項は次のとおりとする。

(1) 利用者又はその家族は、利用者の心身の状況等に変化が見られた場合は、速やかに事業所の従業者に連絡すること

(2) 事業所の設備・備品を利用する際には、事業所の従業者の指示に従うこと

(3) 他のサービス利用者の迷惑となる行動等を慎むこと

① 飲酒は禁止する

② 他の利用者及び職員に対する迷惑行為、言動、セクシャルハラスメント等

(衛生管理対策)

第11条 事業所は、利用者の使用する施設、食器その他の設備等について「衛生管理マニュアル」を作成し、衛生的な管理に努める。

2 前項の「衛生管理マニュアル」の作成に当たっては、保健福祉環境事務所等の助言を受けるとともに、研修等により従業者に周知徹底を行う。

3 事業所は、感染症が発生又はまん延しないように必要な措置を講じるとともに、従業者については、適宜に健康診断等を実施する。

(非常災害対策)

第12条 事業所及びその従業者は、地震、火災等の非常災害に際して、利用者の安全確保を最優先とした避難、誘導等の措置を取るものとする。

2 事業所の従業者は、消火設備、救急品、避難器具等の備え付け及びその使用方法、並びに非

常災害時の避難場所、避難経路に熟知しておくものとする。

3 事業所の従業者は、非常災害等を発見又は発生の危険性を察知したときは、臨機の措置を取る

とともに、所轄消防署に通報する等の適切な措置を講じるものとする。

4 事業者は、火災、風水害、地震等の非常災害の種類ごとに具体的な計画を定め、非常災害時

における関係機関への通報体制及び関係機関との連携体制を整備し、これらを定期的に従業者に

周知するとともに、非常災害等における避難、救出等の訓練を年に2回以上行うこととする。

(サービス提供困難時の対応)

第13条 事業所は、利用申込者に対し自ら適切な指定通所介護事業を提供することが困難であると認めた場合は、当該利用申込者に係る居宅介護支援事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。

(居宅介護支援事業者との連携)

第14条 事業所は、事業の実施に際し、居宅介護支援事業者（必要と判断される場合は、主

治医、保健医療・福祉サービス提供者を含む）と連携し、必要な情報を提供することとする。

(利用者に関する市町村への通知)

第15条 事業所は、利用者が正当な理由なしに指定通所介護の利用に関する指示に従わないこと

等により、自己の要介護状態等の程度を悪化させたと認められるとき、及び利用者に不正な受給が

あるときなどには、意見を付して当該市町村に通知することとする。

(利益供与の禁止)

第16条 事業所及びその従業者は、居宅介護支援事業者又はその従業者等に対し、利用者にサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

(秘密保持)

第17条 事業所及びその従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

2 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持する旨に従業者との雇用契約の内容とする。

3 サービス担当者会議等において、利用者又はその家族の個人情報を用いる場合は、利用者又はその家族の同意をあらかじめ文書で得ておくものとする。

(苦情処理)

第18条 利用者やその家族からの苦情等に迅速かつ適切に対応するために、事業所に苦情受付窓口を設置する。苦情が生じた場合は、直ちに相手方に連絡を取り、詳しい事情を把握するとともに、従業者で検討会議を行い、必ず具体的な対応を行う。また、苦情記録、その対応を台帳に保管し、再発を防ぐ。詳細は別紙「利用者の苦情を処理するために講ずる処置の概要」による。

(緊急時又は事故発生時における対応方法)

第19条 事業所及びその従業者は、サービスの提供中に利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたとき、又は事故が発生したときは、速やかに主治医に連絡し適切な措置を講ずるとともに、管理者の指示に従い、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に報

告を行うものとする。

- 2 事業所は、事故の状況や事故に際して取った処置について記録するとともに、事故発生の原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じるものとする。
- 3 事業所は、サービスの提供により、賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を行うものとする。

（運営推進会議）

- 第20条 指定通所介護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、北九州市の職員又は地域包括支援センターの職員、指定通所介護について知見を有する者等により構成される運営推進会議を設置し、おおむね6月に1回以上、運営推進会議に対し活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、必要な要望、助言等を聴く機会を設ける。
- 2 事業者は、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表する。

（地域との連携等）

- 第21条 事業者は、当該事業所が所在する地域の自治会等の地縁による団体に加入するなどして、地域との交流に努める。
- 2 本事業の運営に当たって、提供した指定通所介護に関する利用者からの苦情に関して市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努める。

（虐待の防止のための措置に関する事項）

- 第22条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講ずるものとする。
- （1）虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）の定期的な開催及びその結果の従業者に対する周知徹底。
 - （2）事業所における虐待の防止のための指針の整備。
 - （3）従業者に対する虐待の防止のための研修の定期的な実施。
 - （4）前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の配置
- 2 事業所は、サービス提供中に、従業者又は養護者による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町村に通報することとする。

（その他運営に関する重要事項）

- 第23条 本事業の社会的使命を十分認識し、従業者の資質向上を図るため、研修等の機会を設けるとともに業務体制を整備する。

- 2 この規程の概要等、利用（申込）者のサービス選択に係る事項については、事業所内の見やすい場所に掲示する。
- 3 第7条第1項第1号の通所介護計画、及びサービス提供記録については、それらを当該利用者に交付する。
- 4 第7条第1項第1号の通所介護計画、及びサービス提供記録、第19条第2項に規定する事故発生時の記録、第15条に規定する市町村への通知、並びに第18条の苦情処理、並びに介護報酬請求に関する記録については、整備の上、完結してから5年間保存する。
- 5 市町村、並びに国民健康保険団体連合会（以下、「市町村等」という。）からの物件提出の求めや質問・照会等に対応し、その調査に協力するとともに、市町村等からの指導・助言に従って必要な改善を行う。また、市町村等から求められた場合には、その改善の内容を市町村等に報告する。
- 6 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は「アクティブ応援館かめ sun」で定める。

（附 則）

この規定は、平成24年9月1日から施行する。

この規定は、平成25年9月1日から施行する。

この規定は、平成25年8月1日から施行する。

この規定は、平成27年4月1日から施行する。

この規定は、平成27年10月1日から施行する。

この規定は、平成 28 年 2 月 1 日から施行する。

この規定は、平成 29 年 2 月 1 日から施行する。

この規定は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

この規定は、平成 30 年 12 月 1 日から施行する。

この規定は、平成 31 年 3 月 1 日から施行する。

この規定は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

この規定は、令和 4 年 10 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 5 年 11 月 1 日から施行する。

この規定は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

この規定は、令和 7 年 7 月 1 日から施行する。

この規定は、令和 7 年 10 月 1 日から施行する。